

委 託 契 約 書

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、上記の委託業務についてについて、次のとおり契約を締結する。

(總則)

第1条 甲及び乙は、この契約書の条項に基づき、仕様書等に従い、法令を順守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(実施に関する指示)

第2条 甲は、乙に対し、業務の履行に関して、その作業に立ち会い、又は必要な事項を指示することができる。

2 乙は、業務の履行に關し、必要があると認めるときは、甲の指示を受けるものとする。

(権利の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の全部、又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(仕様書等の変更、業務の中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、その内容を乙に書面により通知して、業務の仕様書等及び業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(履行期間の延長)

第6条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならぬときは、乙がその賠償額を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

(業務完了報告及び確認)

第8条 乙は、委託業務が完了した都度、庁舎清掃業務日誌（仕様書様式第3号）を、毎月の委託業務が完了した場合は、業務完了報告書（任意様式）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による日誌を受理したときは、当該業務の完了を確認するための検査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認められるときは、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示するものとする。
- 3 乙は、前項の規定に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第9条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、委託料請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、年 パーセント（注1）の割合で計算した額とする。

注1 令和8年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第9条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 パーセント（注2）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

注2 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履

行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかつたとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方としていた場合（カに

該当する場合を除く。)に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下となるとき。
- (2) 第5第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第15条 乙は、第12条から第13条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 パーセント
(注3) の割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

注3 令和8年4月1日において適用される会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第117条第1項
で規定する違約金の徴収率とする。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第16条 乙は、第12条から第13条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第14条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第17条 乙は、乙又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第19条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 岩手県

契約担当者

岩手県立産業技術短期大学校長 森 達也

乙 住 所

氏 名